

太陽光発電システム設置補助事業の実施について

1 事業の趣旨

第4次中野区環境基本計画に定める「脱炭素社会の推進」のため、中野区の地球温暖化防止に資する再生可能エネルギー利用の推進及び区民の環境意識の向上に寄与するため、太陽光発電システム設置補助事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 補助要件

ア 区内の住宅等に、新たに設置した設備であること。

イ 新品であること。

ウ 公称最大出力の合計値が2 kW以上であること。

(2) 補助対象経費

設備費及び設置工事費

(3) 補助の手続き

設備設置後の申請とし、先着順に申請書類を審査の上、補助する。

(4) 補助額等

1戸（団体）あたり：15万円

国・都の補助金併用可

(5) 申請期間

令和5年7月3日～令和6年2月29日

（設置期間：令和5年4月1日～令和6年1月31日 2月以降設置分は、令和6年4月1日以降申請）

(6) 申請見込み件数

35件

※申請見込み件数を超えた場合においても、省エネ機器等補助事業の全体の予算の範囲内で補助を実施する。

3 補助対象者

(1) 居住する住宅に設置した区民

(2) 区内にある集合住宅の共用部分において使用する目的で設置した管理組合等

(3) 区内の事業所に設置した事業者（中小企業・個人事業者等）

4 今後の予定

令和5年3月 制度概要広報（区報・ホームページ等）

7月 申請受付開始